

柏原市立柏原中学校 部活動運営方針

1. 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や自主性・協調性・責任感や連帯感の涵養等に資するものである。部活動の指導にあたっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させることを目的とする。

2. 運営について

- (1) 部活動顧問（以下、「顧問」という）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、部活動方針においては学校ホームページに掲載し、家庭に提示することで理解と協力を得られるようにする。
- (2) 顧問は複数で担当することを原則とし、過度の負担が生じないように努める。

3. 部活動を行わない日（以下、「休養日」という）及び活動時間の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を原則とする。

- (1) 休養日は週2日以上設定する。週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、振替は1週間以内を基本とする。長期休業中の休養日についてもこれに準じて設定する。
- (2) 1日の活動時間は、平日で準備及び片付け時間を含めず2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を基本とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的な活動を行う。
- (3) 下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により活動を休止する場合がある。
 - ①定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし、試合前の場合は、1時間程度の活動ができる。その場合は必ず顧問がつくことと、保護者の承諾を必要とする。保護者の承諾が得られない生徒は参加できない。試験最終日は除く）
 - ②職員会議の日（試合前に限り、顧問がつける場合は活動ができる）
 - ③8月中旬及び年末年始の学校閉庁日
- (4) 年間完全下校時刻については、以下を原則とする。

◇2月～10月	・ ・ 18 : 30
◇11月～1月	・ ・ 18 : 00

4. 警報発令時の対応について

(1) 平日授業日の警報発令時の部活動については、以下を原則とする。

- ・朝7時の時点で、柏原市に、大雨警報、台風による暴風警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象）が発令されている時は、自宅待機とする。
- ・午前10時までに対象となる警報、特別警報が全て解除された場合、試合前の部活動に限り、15時以降に活動することを可能とする。
- ・引き続き、午前10時の時点で対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されている時は、部活動は中止とする。
- ・部活動中に警報が出た時は、速やかに活動を中止し、通学路等の安全面を十分考慮し、下校させる。

(2) 土、日、祝日、長期休業中に警報が発令された場合については、以下を原則とする。

- ・土、日、祝日、長期休業中に警報が発令された場合は、すみやかに活動を中止し、通学路等の安全を確保しできるだけ速やかに下校させる。
- ・警報が解除された場合は、生徒の安全に考慮した上で、活動をすることを可能とする。

5. 指導について（心構え）

- ・部活動も生徒指導（教育活動）の一つである。
- ・よって生徒の人格の完成を最終目標において指導する。
- ・技術指導だけでなく、礼儀や協力、感謝の気持ちを育てる。
- ・生徒や保護者の実態や願いを考慮するとともに、生徒の発達段階を考慮し指導する。
- ・そのために、生徒がそれぞれの目標を達成できるようコミュニケーションの充実をはかり、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

6. 部活動の設置について

(1) 設置している部活動は、は以下となる。

- <運動部>：○陸上部（男女） ○軟式野球部（男）
 ○卓球部（男女） ○バスケットボール部（男）
 ○バドミントン部（男女） ○男子バレーボール部（男）
 ○ソフトテニス部（女） ○女子バレーボール部（女）

<文化部>：○吹奏楽部 ○美術部 ○国際教養部

7. クラブの廃部について

①単学年の入部者が0人のクラブは、廃部検討の対象となる。

団体競技のクラブについては、残った学年のみでチームが組めないときには廃部検討の対象となる。

②顧問が異動等で不在となり、指導が困難と考えられる場合は、廃部を検討する。

令和5年4月1日実施